



寄稿

## 地方自治制度を巡る情勢について

—デジタル化と感染症対策を踏まえて—

公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員 今井 照

自治体報告

## 「我がまちはこんなことをしています」 多くの町民が策定に直接携わった 上市町総合計画がスタート

上市町企画課

報告

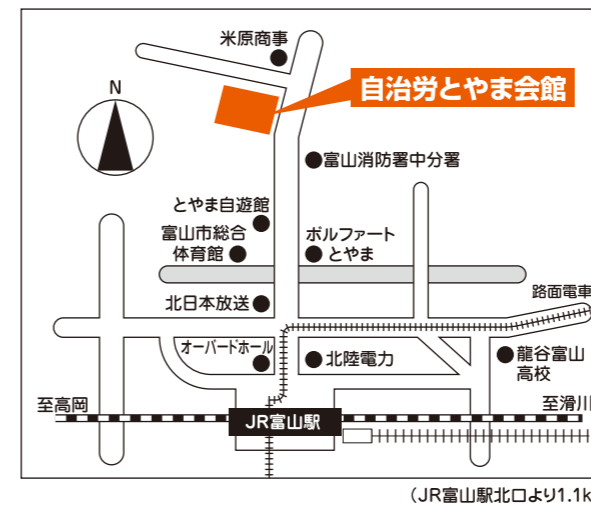
## 自治研センター農林部会 2021農産物直売所調査

—ヒアリング調査 中間報告—

高岡法科大学教授 石川 啓雅

公益社団法人 富山県地方自治研究センター

NO.120  
2022.4



### 会議室のご案内

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| ●3階大会議室    | 定員180人 | 学校式 |
| ●301号室     | 定員 75人 | 学校式 |
| ●302号室     | 定員 72人 | 学校式 |
| ●303号室     | 定員 16人 | 口の字 |
| ●304号室     | 定員 26人 | 口の字 |
| ●305号室     | 定員 22人 | 口の字 |
| ●306号室     | 定員 30人 | 学校式 |
| ●308号室(和室) | 定員 18人 | 座卓  |

### 交通のご案内

徒歩 / JR富山駅北口より15分  
 地鉄バス / 興人団地行き双葉町下車  
 駐車場 / 80台収容(無料)

## 一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号

TEL(076)441-2200(代)

FAX(076)441-1155(代)

<http://jt-kaikan.org/>







公益社団法人富山県地方自治研究センター常務理事  
自治労富山県本部執行委員

湊谷 茂

## はじめまして

### 〈視点〉

自治労富山県本部内の人事異動により、本年1月から公益社団法人富山県地方自治研究センターに配属となりました常務理事の湊谷茂です。微力ながら精一杯頑張りたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。最初であり、自治研で働くこと自体初めてなので、多少の自己紹介をさせていただきます。

昨年末までは、県本部からの出向で10年半の間、富山県平和運動センターの事務局次長としてボルファートとやまの10階で勤務していました。私が配属されたのは2011年7月ですが、それ以前は富山市役所の職員組合でオルガナイザーとして23年間勤務していました。その年の4月に県議会議員選挙があり、告示まで3カ月足らずとなる中で引退する父親に代わって急遽立候補することとなりましたが、結果はともなわず、その後には県本部に雇用されました。

平和運動センターは全国組織で、全国ネットワーク組織「フォーラム平和・人権・環境」に結集し、各県で「人間の安全保障」と呼ばれる取り組みや「核と人類は共存しえない」と、核廃絶・脱原発などの運動をはじめ、平和・人権・環境を守る様々な取り組みをしています。しかし、この間の自公政権は、安倍暴走政治を皮切りに、原発再稼

働と核燃料サイクルの推進、辺野古への米軍新基地建設の強行、防衛費増額と自衛隊の増強、教育への国家統制の強化、そして集団的自衛権行使容認と「戦争法・共謀罪」の強行成立と、市民社会の声に一切耳を傾けることなく、憲法解釈を含めてこれまでの法体系を全く無視し、日本の将来を展望することなき政治を展開してきました。さらに、森友・加計疑惑、桜を見る会をはじめ、嘘と隠ぺいで政治を歪め、国家権力と財政を私物化して議会制民主主義の根幹を破壊するばかりか、憲法破壊の総仕上げと言わなければならない「国民投票法」など、数々の違憲法案を強行成立させてきました。

今年の夏、参議院選挙が行われますが、改憲勢力に3分の2の議席を許すことになれば、憲法9条への自衛隊明記や緊急事態条項の創設など「戦争できる国」へ突き進むことは必至であり、日本の平和と民主主義は危機的な状況にあると言えます。コロナ禍が収束しない中、自らのいのちと暮らし、愛する家族や友達、働く職場や労働環境など、守るべきものが数多くあります。皆さんが後悔することのない選択をされるよう心から願っています。

### 視点

#### はじめまして

公益社団法人富山県地方自治研究センター常務理事  
自治労富山県本部執行委員

湊谷 茂

### 寄稿

#### 地方自治制度を巡る情勢について

ーデジタル化と感染症対策を踏まえてー

公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員 今井 照

### 自治体報告

「我がまちはこんなことをしています」

#### 多くの町民が策定に直接携わった 上市町総合計画がスタート

上市町企画課

### 報告

#### 自治研センター農林部会 2021農産物直売所調査

ーヒアリング調査 中間報告ー

高岡法科大学教授 石川 啓雅

## 自治研とやま第120号 目次

# 地方自治制度を巡る 情勢について

## —デジタル化と感染症対策を踏まえて—



公益財団法人  
地方自治総合研究所  
主任研究員

今井 照さん

2022年における地方自治の動向をめぐる論点を整理していきたい。ここで取り上げるのは「国政課題としての地方自治」である。本来、地方自治の動向は地域課題を積み上げて考えるべきなのだが、しばしば国政によって制約を受けたり、捻じ曲げられたりすることが多い。2022年1月14日に設置された第33次地方制度調査会以下、地制調への諮問事項を題材に、本年における「国政課題としての地方自治」を考えてみたい。

### 1 地方制度調査会とは

#### (1) これまでの地制調

まずは簡単にこれまでの地制調の歩みと機能を整理しておく。地制調は1952年に制定された地方制度調査会設置法に基づいて設置され、断続的に70年の歴史を持つている。委員の任期は2年とされ、内閣府に設置されているものの、実質的な事務局は総務省が担っている。

法1条の目的には「この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加

えることを目的とする」とある。ここで注目されるのは「日本国憲法の基本理念を十分に具現する」という理念である。この場合、日本国憲法の基本理念とは、92条の「地方自治の本旨」を指すと思われる。

大杉寛によれば地制調には次のような特徴が見られる\*1。第一に「アリーナとしての地制調」である。地制調には自治体制度に携わる当事者、すなわち国会議員、地方六団体、有識者（財界、研究者、官僚OB等）が網羅的に参集する。加えて事務局（幹事）を担当するのが、現在の組織で言えば

### 2 第33次地方制度調査会の発足

#### (1) 33次地制調への諮問

33次地制調の設置には伏線があった。前年の2021年6月18日の2021年第10回経済財政諮問会議でまとめられ、同日、閣議決定された、いわゆる「骨太の方針2021」（「経済財政運営と改革の基本方針2021」）に盛り込まれた次のような記述である。

総務省は、内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、

役割であるにもかかわらず、

しばしば地制調を通さずに地方自治制度の改正が行われることもあるし、逆に地制調でまとめられた答申や意見が、府省、政府、国会等との調整の上、あるいは調整もなしに廃棄されることもある。

第三は「改革主体としての地制調」であるが、第一と第二の特徴を踏まえると、改革主体として期待されているにもかかわらず、限定的な役割しか果たせていない現状が浮き彫りになる。このような地制調の特徴をまとめて、大杉は「不決定」形成」と名づけた。

確かに、これまでの歴史の中で地制調自体が何らかのエンジンとなって自治制度改革に取り組んだという事例はほとんどない。だが、アリーナであり、プロセスであるという特徴を踏まえれば、地制調というステージで展開される「国政課題としての地方自治」論議に、自治体

関係者は注目せざるを得ない。

#### (2) 近年の地制調

大杉の分析は主として20次地制調までのことを対象としているが、その後の地制調の中で、私たちの記憶の中にもっとも大きなインパクトを残しているのは27次地制調だったに違いない。2002年11月1日に開かれた27次地制調第10回専門小委員会に、当時の西尾勝副会長から一つの会議資料が提出された。俗にいう「西尾私案」（「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」である。

西尾私案は瞬く間に市町村長などの地方自治関係者や研究者などに広がり、大きな議論を呼び起こした。他にもいくつかの要素はあるが、いわゆる「平成の大合併」と呼ばれる国策の推進に、西尾私案は大きな影響力をもたらした\*2。ただし西尾私案はあくまでも一委員によって提出された会議資料であり、地制調全体で合

意された答申や意見ではない。

今回の直前にあたる32次地制調もかなり特異な経過をたどっている。発足2日前に公表されたばかりの自治体戦略2040構想研究会の報告書そのままの諮問を受けて、32次地制調は始まった。いわば自治体戦略2040構想をオーソライズする役割が与えられたと考えていいだろう。ところが、一連の議論をリードしてきた自治行政局長が内閣府に異動してしまふと、研究会の進行にも変化が見られる。かつての地制調ではあまり見られなかった現地視察を1年近く繰り返す。出口の模索が続けられる。最終的にまとめられた答申は、確かに自治体戦略2040構想の問題意識を引き継いでいるというものの、微妙に重心をずらしたものになっている。

意された答申や意見ではない。今回の直前にあたる32次地制調もかなり特異な経過をたどっている。発足2日前に公表されたばかりの自治体戦略2040構想研究会の報告書そのままの諮問を受けて、32次地制調は始まった。いわば自治体戦略2040構想をオーソライズする役割が与えられたと考えていいだろう。ところが、一連の議論をリードしてきた自治行政局長が内閣府に異動してしまふと、研究会の進行にも変化が見られる。かつての地制調ではあまり見られなかった現地視察を1年近く繰り返す。出口の模索が続けられる。最終的にまとめられた答申は、確かに自治体戦略2040構想の問題意識を引き継いでいるというものの、微妙に重心をずらしたものになっている。

\*2 今井照（2008）『平成大合併の政治学』公人社（絶版）







システムを利用することが義務化されている。国会では、義務化ではなく選択制にするべき、という対案があったが、取り入れられなかった。

しかし既にほとんどの市町村は個別にこれらの業務がシステム化されている。確かに、個別の自治体にとって、これらのシステムをメンテナンスする手間は大きな負担になっている。だが、もしそのことを解決したいのであれば選択制にすれば済むことで、全国一律に同一システムを立ち上げる意味はあまり感じられない。

つまり、国の意図は単にシステムを「標準化」するところにあるのではなく、自治体の業務そのものを「標準化」するところにある。原則として、「標準化」されたシステムをカスタマイズすることは許されていない。つまり、少なくともこの20業務については、地域の実情や住民の意思に基づいた自治体

独自の政策の余地をなくしたのが国の意図ではないかと思われる。

地域課題や生活困難は全国一律に現れるのではなく、個別のケースごとの解決が必要になる。これらの財源や人材確保を保障するのは国民国家としての国の役割ではあるが、現実的に個別の解決にあたるのは自治体の役割となっている。「標準化」される業務システムには「障害者福祉」とか「健康管理」「子ども・子育て支援」などが含まれている。全国一律の制度である「国民健康保険」や「生活保護」でさえも、その周辺領域には個別の課題が山積する。そういう意味で、「標準化」と地方自治とは相対立する可能性が高い\*。

形式的には自治体に政策決定の権限があるにもかかわらず、それをすれば「標準化」されたシステムが使えなくなるので、自治体は独自政策を自

が「リセット」されたのである。各自自治体で個人情報保護条例を改正して維持することは可能だが、その内容は手数料の規定など、限定的なものにとどまると国（個人情報保護委員会）は言っている。ただし、公法学者によれば、必ずしもそうではなく、各自自治体の個人情報保護条例が規定できる範囲について、議論の余地が残されている\*。

今後、自治体が保有する個人情報の保護については、国に置かれた個人情報保護委員会が所掌することになる。これまで各自自治体に置かれてきた個人情報保護審議会などの組織は、今後も残される余地はあるが、権限は限定的であり、実質的に国の個人情報保護委員会の下部機関化するおそれがある。ただし、このことについても完全に整理されているわけではなく、自治体のスタンスが問われることになる。

制することにつながる。あるいは、「標準化」されたシステムとは別に、独自政策によるシステムを開発し、日常的にはそれを活用しつつ、国や他自治体との整合性を取るために、「標準化」されたシステムと独自システムをリンクさせるという並行管理が必要になってくる。しかしそれだけのコストを負担できる自治体は少ないだろう。

システムを巡ってはベンダーロックイン\*<sub>4</sub>が指摘されることもあるが、自治体のシステムが「標準化」されれば、これまで地域の自治体のシステムをメンテナンスしてきた地域ベンダーの手に負えなくなり、全国規模のベンダー大手に切り替わっていくことが予想される。もしそうなれば、新しく、しかも寡占的なベンダーロックインが生まれることになる。

仮に「標準化」されたシステムが必要であるとしても、本来であれば、既に成熟している

対象から外されるのである。ここでもそれを運用する自治体のスタンスが問われる。

自治体から提供される「匿名加工情報」は、企業が所有している個人データと突き合わせることで、個人データと突き合わせることで、個人が特定される場合もある。一応、形式的にも本人の同意を得て収集している企業の個人データと、自治体が法制度などによって、個人の承諾なしに権力的に収集している個人情報とは性格が異なるが、それらが合体される危険性が出てくる。

### (3) 民間企業による行政情報の活用（スーパーシティ）

このように自治体DXの名のもとに進められている業務システムの「標準化」や個人情報保護法制の国一元化は、自治

システムを横展開して広げていく方がリスクが少ない。今回のように、国レベルで新しいシステムを作成して、それを全国の自治体に適用させるという方法は、みずほ銀行の例にもあるように、システムダウンの原因になりかねない。

### (2) 個人情報保護法制の二元化

同じくデジタル関連一括法の制定により、自治体の保有する個人情報に関する保護法制が一変する。これまでは歴史的にも個々の自治体の個人情報保護条例が成熟することで、自治体の保有する個人情報の保護制度が確立されてきた。

今回の法改正によって、自治体の個人情報保護法制が国法で一元化されることになる。各自自治体の個人情報保護条例

\*3 其田茂樹編（2021）『自治から考える「自治体DX」「標準化」共通化』を中心に「公人の友社」  
\*4 特定のIT業者との関係が続き、他の業者が参入しにくいこと

体行政の効率化というよりは、自治体が保有している個人情報をオープン化させ、ビジネスに活用するという意図が見え隠れする。

自治体が保有している個人情報のオープン化は、一つはコロナ禍対策でも課題になったように国へのオープン化のことを指す。国が情報を占有して集権的に執行すれば効率化するという「期待」である。だが、現時点では国自身の行政執行能力の自立性はさわめて低く、現実的には「通知」を乱発して自治体に委ねるか、民間企業に丸ごと委託をするしか方法がない。そこで、自治体が保有する情報を民間企業にオープン化する（させる）というもう一つの意図が際立ってくる。一方、民間企業はそこに

\*5 異智彦（2021）『令和三年度個人情報保護法改正と地方公共団体』「地方自治」885号



する。

こうした意図は2016年2月に成立した官民データ活用推進基本法で法的には整備済である。その2条1項には、官民データの定義があり「電磁的記録に記録された情報であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの」とされている。すなわちデジタル化されたすべての情報が対象になっている。

2020年6月に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法）第28条第3項によれば、スーパーシティに指定された地域で事業を行う民間企業など（実施主体）は、自治体に対して自治体が保有するデータの提供を求めることができ、なおかつ、求められた自治体の長などは、そのデータを「提供す

るものとする」と決められている。つまり、スーパーシティに指定されると、自治体は民間企業などに情報を提供することが義務化される。

この場合、自治体が保有するデータの中には住民の個人情報も含まれる。そうであるからこそ、スーパーシティに応募する自治体には、住民投票等で住民の意思を確認することが求められているのである。しかし、これまでスーパーシティとして指定された自治体が住民投票を行った事例はない。

本来、個人情報を提供するか否かの判断は個々の住民に権利として付与されているものであり、仮に住民投票で多数決が取られたとしても、一括して民間企業に提供されるものではない。スーパーシティの指定を申請している自治体の中には、個々の住民がオプトイン<sup>\*</sup>するしくみを前提とするから大丈夫だと言っている

ものもあるが、オプトインしなければ行政サービスが受けられないとしたら、事実上、住民はオプトインする以外に選択肢がない。

#### 4 コロナ禍対策

前述のように、33次地制調ではコロナ禍対策における国・自治体間関係のさまざまな齟齬が最初のテーマになると思われる。ここで散見された混乱の要因が、果たして「地方自治」や「地方分権」など、国・自治体間関係にあるのかどうか

が問われることになる。自民党はきわめて早い段階で提言を出す<sup>\*</sup>。それによれば、「国がより明確かつ強固な司令塔となり、かつ地域の現場に至る各関係機関が必要な対策を遅滞なく、統一的に講ずる必要がある、有効な指揮命令系統の確立とその徹底」という国の司令塔機能の強化が

これを実現するために、厚生労働省による各都道府県知事に対する「権限を拡充」するなどととともに、各保健所は国立感染症研究所の「指揮命令」を受けるという位置づけとする。しかも同時に、国立感染症研究所の独立行政法人化も提起されている。つまり自治体の機関である保健所は独立行政法人の指揮下に入ると

いうのである。しかしこれまでのコロナ禍対策において見聞されるのは、自治体の組織や職員の献身的な努力が、国のコロナ禍対策をかなり支えてきた実態ではなかったか<sup>\*</sup>。国に権限を集中すればするほど混乱は増すと思われる。このことについて

.....

<sup>\*</sup>6 参加、許諾、承認などの意思を相手方に示すこと

<sup>\*</sup>7 自民党行政改革推進本部大規模感染症流行時の国家ガバナンス見直しワーキンググループの提言（2020年7月22日）

<sup>\*</sup>8 関なおみ（2021）「保健所の「コロナ戦記」 光文社新書

いくつかの局面をピックアップして考えてみたい。

#### (1) 帰国者接触者相談センター（保健所）

2020年初頭、新型コロナウイルス感染者が国内に発生すると、厚生労働省はすべての保健所に「帰国者接触者相談センター」の設置を要請した。その名が示すとおり、まだこのとき厚生労働省は「水際対策」で国内への感染を防げると楽観視していた風に見える。

保健所への要請は「事務連絡」によって行われた。既に、新型インフルエンザ等特別措置法があり、それなりに緊急事態に対する法制度は整っていたのだが、新型コロナウイルスに対して厚生労働省はあえてこの法の適用を見送っている。したがって、このとき、全国の保健所に「帰国者接触者相談センター」を設置させるという「事務連絡」の法的根拠は見当たらない。

しかもこの厚生労働省からの一通の「事務連絡」は、本来の保健所の役割を逸脱させ、保健所の機能を麻痺させる要因となった。もともと保健所は

公衆衛生の機関である。公衆衛生とは病気を防ぎ、住民の健康を守ることを目的としており、個々の患者への医療行為そのものではない。人材も資源もそのように準備されている。だが、厚生労働省は無数ともいえるほどの「事務連絡」を発出し続け、保健所は医療行為のトリアージ（命の選別）機関としての任務を担わされることになる。

その結果、保健所を中心として自治体丸ごとの体制が組み込まれたにもかかわらず、国からは「目詰まり」と批判される結果を生む。その後は少しずつ改善されてはいるものの、現在でも、たとえば自宅療養者や軽症者の管理から入院調整までを保健所が担っている場

合が多い。これは明らかに厚生労働省による制度運用の瑕疵である。一般的に言われるように、病床数も医師数も多いにもかかわらず医療崩壊が起

#### (2) 特別定額給付金事務

国内居住者のほぼ全員を関係者とする特別定額給付金事務における混乱は多くの人たちの関心を引いた。閣議決定された補正予算案を撤回するという前代未聞の政策決定過程についてはここでは触れないが、給付過程においても深刻な課題を露出した。

産業界を対象とする持続化給付金などは、国直轄事業として、実際には民間法人委託からさらに民間企業への孫委託などを経て実施された。これに対して特別定額給付金事業は市町村への10/10、すなわち所要経費の全額が国庫からの補助金事業として取り組まれ、事務の性格は自治事務

とされる。自治事務には「法定化された自治事務」と「法定化されていない自治事務」がある。法定自治事務は、法制度の範囲内で自治体が企画して実施することになる。一方、法定外自治事務は、本来、自治体自身が発案して実施するものである。特別定額給付金は法定外自治事務であり、仮に10/10の国庫補助金事業でさえも、その運用を含めて実施するか否かの決定権は自治体に存する。

しかし特別定額給付金事業では、事実上、自治体に政策の選択や運用の余地さえもほとんどなかった。自治事務と位置付けること自体に無理がある。本来であれば、持続化給付金と同じように国直轄事業にしてもおかしくはない。悪意をもって振り返れば、国は民間法人への委託と同じような感覚で自治体にこの業務を委ねたのではないか。根底に国・



自治体間関係への国の無理解（違法性）が存在する。

こうした国の瑕疵にもかかわらず、すべての自治体が国の要請を受け入れて、特別定額給付金事務を執行した。だが混乱は不可避免的に生じる。国の制度設計上の最大のミスは申請方式をとった点にある。対象者を国内居住者全員とするのであれば、申請させるまでもない。特別な事情がある若干の人たちへの配慮を欠かさなければ、プッシュ型が可能であった。プッシュ型であれば、持続化給付金と同様に国直轄で民間委託をして実施することも可能になる。なおかつ、世帯主にまとめて給付するというクッションを挟んだため、事務量が飛躍的に増加した。もちろん銀行口座の確認も同じだった。

結果として、本当に必要な人たちに対して必要な時期に給付されることはなく、逆にではどのような過程を経て、今回は市町村がワクチン接種主体となったのか。2020年10月2日に第17回の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会が開かれている。その会議に出された資料の一つに「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種事業について」がある。この時点では実施主体を市町村とするという事は書かれていない。国、都道府県、市町村の役割分担が例示され、「今後具体的な検討を進め」とされているだけである。

その上で、「予防接種法上の臨時接種をベースとして、現行の臨時接種に関する規定を適用し、適用できないものについては、特例を検討してはどうか」と書かれている。その特例とは、「国が優先順位等を決定の上、市町村に対して接種を実施するよう指示できるような」とともに、都道府県も広域的な視点から市町村に協

それほど必要もない多くの人たちに遅れて給付されることになった。調査によれば多くが貯蓄に回されている。もしこれが困窮層に絞って給付されたのであれば、貯蓄に回されても政策目的を逸脱していないが、消費喚起策として国内居住者全員に給付されたのだから、貯蓄に回っては政策目的を達していないことになる\*。原資は赤字国債である。

特別定額給付金事務におけるこれらの混乱について、国はマイナンバーカードをはじめとした自治体のデジタル化が遅れていたために起きたと振り返った。そこで補助金をつけながらマイナンバーカードの普及を進めたり、マイナンバー制度に銀行口座を紐づけることができるような法改正をしている。だが、それも想定通りには進んでいない。もともとの論点がずれているからである。

特別定額給付金事業の混乱

力することとしてはどうか」となっている。つまりこの資料では、国が市町村に指示するという法の特例を設けることが提案されているのである。現在の国・自治体間関係から考えると、この「特例」はまさに「特例」で、現在の地方自治法の規定の上からも、きわめて慎重に議論されなくてはならないはずのテーマである。

しかしこの会議資料については、議事録を読んでも議論された形跡がない。その後、2020年10月23日に厚生労働省健康局長から文書が出る（「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」）。この文書によれば、ワクチン接種について、「別紙要綱に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施することといたしました」とある。

そこで要綱を見ると、その実施主体について「本実施要

については、自治体のデジタル化やマイナンバー制度以前の問題として制度設計のミスが重なり、それを事前に修復できなかった国政の政策過程や事業執行のあり方が問われるべきである。それぞれの市町村はこうした国政上のミスにもかかわらず、役所総体を挙げて給付金事務にまい進したからこそ、遅ればせながら事業を遂行できたことを国は銘記すべきだろう。

(3) ワクチン接種

新型コロナウイルスに対するワクチン接種事業もまた、現在の国・自治体間関係を象徴する出来事だった。執筆日現在、3回目の接種が難航中だが、ここでも自治体の準備が整わないからと国が説明している。本当にそうなのか。むしろ自治体とその職員が柔軟に対処しているからこそ、ようやくここまで進んできたのではないか。

ワクチン接種は感染症予防

綱に基づく体制確保事業の実施主体は、市町村（地方自治法第281条第1項に定める特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県とする」となっている。要綱というのは組織内部のルールである。その要綱で、厚生労働省の組織の外部にある自治体を実施主体と定めている。もちろん要綱では法的根拠にはならない。

そこで厚生労働省は10月17日に予防接種法などの改正案を国会に提出する。衆参の審議を経て12月2日に可決され、同月9日に公布された。改正では、今回のワクチン接種については、予防接種法の「臨時接種」を基本とすることになった。しかし、予防接種法の6条1項と2項に書かれている「臨時接種」の実施主体の基本は都道府県知事である。そこで厚生労働省はここに特例を設けて、厚生労働大臣が知事を通じて市町村長に接種を行

対策であるから、前述の帰国者接触者相談センターとは違って、自治体の仕事としての親和性が高い。だがそうはいっても、新型コロナウイルスに対するワクチン接種が自治体の仕事として決まっていたわけではない。予防接種法と新型インフル特措法によれば、予防接種については5種類の類型がある（「定期接種」「臨時接種」「新臨時接種」「特定接種」「住民接種」）。さらにこれらの法律の枠外に、2009年の新型インフルエンザ流行の際の対応がある。これらの計6種類の予防接種の実施主体を見るとさまざまであり、国、厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長と分かれている。つまり予防接種だからといって必ず市町村が実施しなければならぬということにはなっていない。

\*9 近藤絢子（2022）「効率的で効果的な給付を考える」『月刊自治研』749号（2022年2月号）

うように「指示することができ」とした。しかもこれを法律本体の改正ではなく、付け足しのように附則で対応したのである。法改正をめぐる国会審議では、実施主体を市町村とするという特例の是非についてはほとんど議論されていない。

ワクチン接種を巡る混乱について、ここではいちいち取り上げないが、とりわけひどかったのは国が開発し提供したシステムである。ワクチンの供給は国によって行われたので、市町村のワクチン接種は国の供給体制に規定されている。この供給体制を管理するために国はV-SYSというワクチン接種円滑化システムを作った。自治体はV-SYSの情報を基に、住民基本台帳システムからそれぞれに接種券を打ち出し、最終的には各市町村が持っている予防接種台帳への入力につなげて管理する手はずだった。



図2 デジタル時代の「地方自治」のあり方に関する研究会資料(第4回)

検討に当たっての論点整理

新型コロナウイルスへの対応が国による統一的な対応を必要とする局面であるか否かについては複数の見方があるが、「非平時」の国と地方の役割分担に関する現行制度上の整理とその課題を把握した上で、「非平時」の連携のあり方について、制度面を含め、何らかの対応が必要ではないか。

【検討の方向性(イメージ)】

○「非平時」においても、特定の行政目的を実現するために国が施策の決定から実施までを一貫して行える場合は限定的である。したがって、「非平時において」国・地方を通じた施策の実施をうまく機能させることができるか、地方に対して国がどのように関与することが求められるかについて、より丁寧に議論する必要があるのではないかと。

○「非平時」における地方の施策実施に国が強い関心を持って関わる方策については、現行法制においても一定の対応がなされているが、更なる対応を検討するに当たっては、以下のような**基本的考え方**が採用できるのではないかと。

- ①平時のルールに対する「非平時の例外」(＝オプション)として設定すること
- ②平時には地方のサービス提供にあたるリソースを「非平時」の対応に**転用**することが基本となること  
その上で、リソースが不足する場合には、水平(地方相互間)・垂直(国地方間)の**応援**が考えられること
- ③地方に自律的な意思決定に対する制約はその必要性に応じ、透明性が確保される形で行われること(＝**比例原則**、**透明性等**)

ところが時を置かずには国はワクチン接種状況を把握するために、VRSというワクチン接種管理システムを後からそこにかぶせてきた。VRS

とVRSとの間には情報連携はなく、まして自治体で作成したワクチン接種のためのシステムともリンクしていない。この時点で接種方法は市町村が

に書かれている。

●想定される課題・論点(イメージ)

課題1 「非平時」をどのように設定するか

○現行法制において、国・地方関係に例外的な規律を働かせるような「非平時」について、どのような局面を定めているか

○「非平時」への移行を判断する主体は国と地方のいずれか。また、どのような手続で判断がなされているか

課題2 実施体制・能力の確保／応援態勢

○現行法制において、「非平時」の施策実施体制の確保に関する国と地方の役割分担について、どのように定めているか

○「非平時」の施策実施の実効性を確保するために必要な人員体制や能力(施設、装備、教育訓練、マニユ

アル整備など)の確保を、平時において、どのような枠組みで、誰が担うこととされているか

○応援をコーディネートする主体は、国と地方のいずれか

課題3 「非平時」の関与・施策実施のあり方  
○国の施策を地方に浸透させる際にとりうる手段には、国の関与、予算による誘導、情報提供などが考えられるか

○国が「非平時」にとりうる手段を改善・強化する必要があるか

○その際、国と地方の役割分担に関する基本的考え方(地方自治法第1条の2)の見直しも検討することが考えられる

コロナ禍対策において国・自治体関係でさまざまな齟齬が起きたことは事実である。これに対してここでは、今後、この

実施する集団接種と市町村が依頼する医療機関による接種が想定されていたが、それぞれのシステムをつなげるのは手作業による入力か、個々の市町村職員の工夫によって、エクセルなどの独自データに変換してからの入力となり、市町村に求められる労力が倍加した。

加えて、その後、国や都道府県による大規模接種や職域接種などが始まったため、そもそも市町村が管理する範囲を超えて接種そのものが拡散することになった。この結果、さらに後に開発される接種証明書システムにそのままデータを移行することができなくなってしまった。接種券を使わない接種が大量に発生したからである。こうしてここでも市町村とその職員は新たなデータを入力したり、不完全な情報を一つひとつ確認したりするなど、多大な負担を強いられた。こうした自治体側の献身的な努力

ような事態に遭遇した時には、国が自治体を「統一的」に統制することを前提としつつ、「非平時」には憲法や地方自治法において規定されている国と地方自治体の関係を超越させようとしていることがわかる。おそらくこのような方針が、33次地制調に際して国が持ち出した論理ではないかと推測される。

そこで問題になるのは、今回のコロナ禍対策が右往左往した要因は、果たして法制度的な国・自治体間関係にあったのかどうかということである。ここまで逐次見てきたように、混乱は政策過程において生じている。国・自治体間関係についてみれば、むしろ国は既存の法的な関係を越えて、たとえば「事務連絡」において自治体を統制しようとしていたり、法に特例を設けて自治体に業務を執行させようとしてきた。自治体もそれぞれについて概ね国の求めるままに行動してき

の積み重ねによって、かろうじてワクチン接種は支えられてきたのである。

5 試される自治・分権観

(1) デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会の前置き

33次地制調への諮問事項から現在の地方自治における国・自治体間関係の論点を抽出してきた。今後、33次地制調で予想される議論の方向性を探り、それに対してどのような検討が必要かを考えることにする。

前述のように33次地制調に伴走している研究会の一つであるデジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会の議論を覗いてみたい。第4回(2021年7月8日)の資料(図2)には、次のように「非平時」という例外を作るといふ主旨が書かれている。

さらに具体的には次のよう  
たし、逆にそのことで批判を浴びることさえあった。むしろ国の期待を越えて奮闘してきたと評価してもよい。幾多の国の不備を補ってきたのである。つまり、国が自治体を統一的に統制しようとしても、結果がよくなるとは限らない。むしろ自治体が存在することによってかろうじて対処できていた結果を失うことになる。

(2) 向かうべきは「融合型」ではなく「分離型」の地方自治

もちろん現行の法制度が十分だとは言えない。それでは今後の国・自治体間関係はどのような方向に改革すればよいのか。もし国による統制的な行政を強化したいということであれば、国による行政体制を自立化させるべきである。今回のコロナ禍でも、国行政が直接できたことは少なく、ほとんどは通知によって自治体に委ねるか、委託によって民間法人



や企業にやってもらっていたからである。自治体行政が自立していないのではなく、国行政が自立していないからこのよう  
なことが起こる。

しかし、問題はそれほど単純ではない。前述のように、国が統制的に対処すれば問題が解決するとは限らないからである。むしろコロナ禍では現実問題として国が示した方向性に錯誤が目立ち、事業執行の現場での工夫がそれらを補っていたという実態がある。たとえば、国が経済対策として実施した18歳以下への10万円相当の給付について、内5万円をクーポンで配布するという制度設計は、大部分の自治体によつて修正され、それを国も追認せざるを得なかった。この政策自体が含んでいる問題自体を修正できたわけではないが、それでも国による大きなミス  
を自治体によつて多少小さくする効果はあった。

フティネットとしての地域社会  
があり得た。

だが都市型社会への移行が進むにつれて、土地という空間の紐帯（ちゆうたい）としての役割は次第に変化する。個々の人間の視点から見れば、複数の空間に所属することになる。たとえば、住むところ（寝るところ）、働くところ（学ぶところ）、遊ぶところ（憩うところ）などに分散する。都市型社会ではそれぞれのコミュニティを移動しながら人は生きていく。

このとき、地方自治は相変わらず住むところ（寝るところ）に着目して制度的に成立させるが、その意味合いは農村型社会とは異なってくる。住むところ（寝るところ）でさえも必ずしも1か所だけではなくなる。単身赴任や二地域居住のことをイメージすればわかりやすい。こうして生活の本拠は分散化する。つまり複数化した生活の本拠ごとに地方自治を制

2000年の分権改革によつて追加された地方自治法第1条の2には、国が行うのは「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」などに限られるとされている。それに対して自治体は「住民に身近な行政」を分担することになっていく。あえてこの条文の問題点を挙げれば、「できる限り」自治体に委ねるとしていい点である。法律文において「できる限り」という表現はあまり見られない。「できる限り」を法的に定義することは困難であり、法規範にはなりがた  
いのではない。

ただし現実問題として完全には割り切れない実態がある間は、移行段階の経過期間として「できる限り」という文言があつてもしかたないかもしれない。したがつて、順次、このような役割分担を徹底するような改革が進められていかなくてはならない。

度化させる必要性が生じる<sup>\*10</sup>。たとえば選挙権や納税権（権利と義務）シチズンシップ）を分割化するなどの制度化が必要になる<sup>\*11</sup>。当面する地方自治の隘路はまずここにある。

2021年12月28日、総務省に置かれた「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」が報告書をまとめた。結論としては穏当なところに落としどころを見出しているが、議論の過程では注目すべき課題が提起されている。

たとえば、これまでの「住民」概念は、主観的な居住意思と客観的な居住実態に基づくとされていたが、客観的な居住実態は、「窓口への出頭をもつて、当該市町村の区域内に入ってきていることを直接確認できることが重要なのではないか」という意見（実務者部会議事概要）が述べられている。その含意は、「ライフスタイル

日本における国・自治体間関係の特徴は「融合」型と呼ばれている。コロナ禍でも顕著になったように、既に国全体の行政の多くは自治体によって担われている。「事務移譲」という側面での「分権」は飽和状態にあり、行き過ぎているほどである。国から自治体への「事務移譲」が進めば進むほど、「融合」型の行政体制では、むしろ国から自治体への関与が強まる構造になっている。そういう意味で「事務移譲」は「地方分権」とは無縁である。

もちろん、今日や明日に「融合」型から「分離」型へという改革が完遂できるわけではない。しかし、少なくとも国による自治体統制を強化することは逆方向であり、たとえ「非平時」に限つたとしても、いやむしろ「非平時」のときこそ市民生活に混乱を深めることになる。2022年の「国政課題としての地方自治動向」は

の多様化に伴い、住民の居住実態についても多様化してきており、将来的には、本人の主観的居住意思を根拠に、住民に行政サービスを提供していく形に変えざるを得なくなるのではないか」（第3回議事概要）  
ということである。

しかし、さらにこれから先の物語も見え始めてきた。デジタル社会化が進行すると、人間の肉体的相対化されてくる。メタバースに典型的なように、人間は不可視化された世界の中に生活の本拠を分散化させることもできるようになる。ここには空間としての土地区画は存在しない。言い方を変えると「住民」としての属性を持たない人間社会が成立する。

もちろん個々の人間が物理的な肉体を所有することは変わらないが、単に物理的な人間がいくつかの空間を移動しながら生活の本拠を複数化するだけではなく、物理的な空間

このような局面を巡って展開される。地域課題の解決に向かつて有意義な方向を選択しなければならぬ。

### (3) デジタル化と地方自治

最後にやや夢物語に近くなるが、デジタル化が進んだときの社会と地方自治について論点を提起しておきたい。地方自治にとって重要な要素は人と土地である。人間は集団としてしか生きていけない社会的存在だが、地方自治にとってはその集団が土地という空間的な区画と紐づけられていることが前提になっている。

人間の集団、つまり関係としての社会は、原初的には生産的な共同体であった。農村型社会の場合、必然的に生産は空間的な土地区画に結び付いていたから、否応なく地域社会と人間集団が一体化せざるを得なかった。個々の人権としては制約的であり、生きにくい社会ではあつたが、一方でセー

そのものも超越して生活をしていくことが可能になる。メタバースという空間にはビジネスも発生すれば、幾多のコミュニティも発生する。むしろリアルな空間よりは心地よいバーチャルな空間で多くの時間を費やす人たちが生まれる<sup>\*12</sup>。

メタバース内の複数のコミュニティにもおそらく「自治」は生み出される。だがそのコミュニティは参加も離脱も容易に可能なはずである。つまりそこに「地方自治」が成り立つかどうかはわからない。ひょっとしたら10年後か20年後くらいには、地方自治に新しい次元の課題が提起されることになりかねない。

\*10 渡部朋宏（2020）『住民論—統治の対象としての住民から自治の主体としての住民へ』公人の友社

\*11 斎藤誠（2012）『現代地方自治の法的基盤』有斐閣

\*12 岡嶋裕史（2022）『メタバースとは何か ネット上の「もう一つの世界」』光文社新書



# 多くの町民が策定に直接携わった 上市町総合計画がスタート

上市町企画課

**「官民一体で取り組む  
第8次総合計画」が始動**

●官民でのワークショップ

上市町では人口減少に歯止めがかからず（グラフ）、近年では減少するスピードが更に増しており、2020年10月実施の国勢調査では人口増減率が△7.5%と、富山県内で3番目に高い減少率となっています。

このような状況の中、大勢の町民や町内事業者を巻き込み、ワークショップ形式で未来の上市町をどんなまちにしたいのか話し合いながら策定

した第8次上市町総合計画が2021年度からスタートしました。

●民間団体が主催する町民への「上市町総合計画」説明会

総合計画の核となる「まちの将来像」は、これまで行政主導で決定してきましたが、第8次の計画では、官民がワークショップで議論を重ねて作り上げたので、多くの方々の思いがギュッと詰まったオリジナル性の高い素敵なメッセージとなっています。

つながる にぎわう  
ささえあう すべては私と  
ミライのために

みんなが主役のまち 上市

計画スタート直後の2021年6月には、ワークショップで主要な役割を担った町内有志団体「ハッピー上市会」

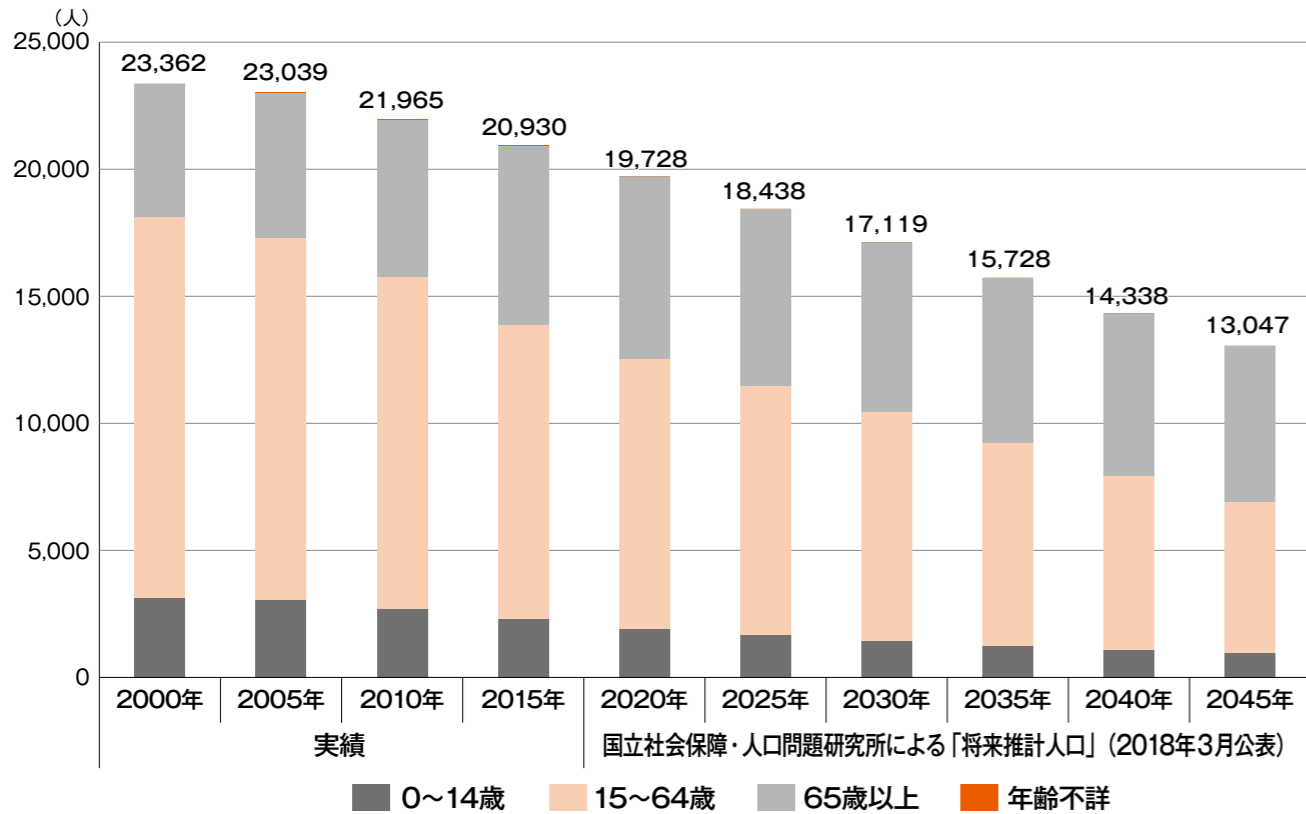
に地域フォーラムin上市「上市のミライ」を開催していただき、総合計画の内容とその策定に込められた思いを大勢の住民に周知することができました。このように民間団体が町の総合計画の住民説明会を主催することは、町が始まって以来の出来事であり、町民参画型で策定した総合計画を町ぐるみで推進する機運が高まっています。

**基本目標①  
つながる上市 幸せで  
わくわくのミライへ**

●仲間や恋人との出会いの機会を創出

総合計画を策定する際に実施した町民アンケートで「結婚はしたいが出会いの機会が無い」といった意見が多くあったため、共通の趣味を持つ人との出会いの場を提供する「かみいちDeaiBar」事業を企画しました。事業を受託した吉本興業からは、料理や家電、スポーツ等を得意とする有名な芸人が毎回ゲストとして町

グラフ 上市町の人口推移予測



第1回子育て環境検討プロジェクト会議 2021年11月19日

●子育て環境を再点検  
近年、年間1000人程度で推移してきた出生数が、2020年は62人、2021年は20人となりました。この数値目標を設定しています。この数値目標の達成を目指し、現状の町の子育て環境を再点検する「子育て環境検討プロジェクト会議」を新たに設置しました。この会議の委員は、町内の保育園や小中学校の保護者、先生、看護師、男女共同参画推進員で構成されており、全委員が女性のため他の諮問会議では得られない女性目線での意見やご要望を町政へ反映させる会議となっています。

また、併せて町の魅力を体験しながら実際相手を見つけており、2回で7組のカップルが成立するなど、出会いの場づくりに成果を出しつつあります。

第1回のプロジェクト会議を2021年11月に開催し、そこで得た多くの意見や要望





総合病院応援（陽南小学校メッセージ寄贈）2021年12月21日



職業を知る会（上市高校体育館）2021年5月19日

家族、町民や関係者など大勢の方々から、周辺町村の医療拠点であるかみいち総合病院を守るため、病院ボランティア等での参加や寄付など、多くの応援をいただいています。

かみいち総合病院では、これまで地域医療のニーズに合わせて病院機能を変革しており、現在は、急性期、回復期の各病床がバランス良く機能する体制に再編されています。「治し支える医療」を患者さんに提供できるよう近隣の医療機

関、介護福祉施設との連携を強化しており、地域の皆様からこれまで以上に必要とされる病院となるよう、今後もある職員が一丸となって地域住民の健康を支えてまいります。

**●地域の高校を守る地域社会が密着した活動**

地域にある上市高校は、地域の学びの場という役割だけでなく、若者が町を訪れ、地域住民と交流し、町の魅力を知ってもらえる大切な地方創生の場でもあると考えています。

この認識のもと、上市高校と町内の有志団体「ハッピー上市会」、町が連携し、上市高校生に職

場見学やインターンシップ等を行う機会を設けています。学年に応じたキャリア教育を行うことで、生徒の能動的な進路選択につながるほか、生徒が地域貢献活動を通じて、まちへの愛着を深めてもらう機会としています。

**●みんなが主役のまち 私とミライのために**

小さな自治体を持つ強みを最大限に発揮し、これからも住民の意見を政策に著実に反映させ、スピード感を持って、住民参画型でまちづくりを推進する町であり続けたいと考えています。そして、住民みんなが課題を共有し、一人ひとりが主体的に取り組む意識を高め、みんなが主役の町を目指します。すべては、今を生きる私とミライの私、そしてミライの上市町と、そこに暮らす人たちの笑顔のために。

を踏まえ、2022年度の予算編成では大胆に子育て支援策を充実させました。予算成立後の2022年3月に開催した第2回のプロジェクト会議で報告し、事業化へのスピードの速さや充実した内容について、委員の皆さんに満足していただくことができました。

**基本目標② にぎわう上市 ～変化と継承へのチャレンジ～**

**●山林資源を活用した中山間地域の所得向上と雇用拡大**

若者の流出や高齢化の進行等によって農林業の担い手が減少し、耕作放棄地や未整備の森林が増加しています。農林産物等の利活用と山林の保全活動を持続可能とする仕組みを構築することが急務となっている中、町内の白萩地域では、地域の所得向上と雇用拡大を図るため、地域の事業者と町内会、町が山村活性化協議会

を設立しました。

この協議会では、①山林資源を活用したアロマオイル等のブランド化、②竹林資源を活用したメンマの商品化、③地域の自然観光資源を活用した観光ツアーやプログラムの造成といった3プロジェクトを官民一体となって推進しています。

**●空き家、空き店舗を活用したサテライトオフィス誘致**

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延以降、これまでの都市集中型の社会が地方へ回帰する動きが高まりつつあります。情報通信技術の進展によってテレワークやリモート会議が急速に普及し、会社の所在地に縛られることなく自分に合った居住地を選べる時代が到来したことを受け、町では若者の流出を抑制するひとつの手段としてサテライトオフィスの誘致を積極的に推進しています。

町内で空き家・空き店舗の



サテライトオフィス開所式（アルティネット）2020年11月26日

利活用促進に取り組む有志団体「空き家再生プロジェクト」の協力を得て、2020年11月に、中心市街地商店街の空き店舗へサテライトオフィス第1号となる東京都内のIT企業を誘致することができました。

2022年1月には、町内の信用金庫が町の政策と歩調を合わせ、自社のビルの空きフロアをサテライトオフィススペースに整備しました。こうした官民協働での誘致の取り組みによって、これまでに計3社

**基本目標③ ささえあう上市 ～守るべきものを守る～**

**●病院を守る地域ぐるみの取組**

2019年9月に厚生労働省が発表した「再編統合について特に議論が必要」な公立・公的病院のリストの中にかみいち総合病院が含まれていました。この突然の公表に驚きと不安を感じた患者さんやそのご

が町内にサテライトオフィスを開設しています。



# 2021農産物直売所調査 —ヒアリング調査 中間報告—



高岡法科大学教授  
石川 啓雅さん

農林部会では、2021年4月に富山県内の農産物直売所に対してアンケート調査を実施した（『自治研とやま』No.118参照）。この調査では、出荷のルール、販売方法、値決め、手数料について回答してもらっている。しかし、ルールを実際どのように運用しているのか、手数料をどのような考え方に基づいて決めているのか、などの「実情」までは明らかにできていない。そこで、部会では聞き取りにより、その部分を埋めようと試みた。

聞き取り調査の中身については、別の機会を予定しているのでここでは開示しないが、調査結果から得られた知見について、若干のまとめをしておきたいと思う。

まず、**第一に、直売所の規模に関わる問題**である。アンケート調査からも明らかになっているが、確かに、規模が大きいほど商業組織としてのパフォーマンスはよい。このことはヒアリング調査においても確認された。しかしながら大規模な直売所であっても、大がかりな販促や出荷者の募集によって取扱金額を確保しているわけではない。結果として、スケールメリットが働いているようなところがある。したがって、規模を評価の尺度にはならない

ように思う。どの直売所についても、かなりの頻度で話題に出たが、直売所は「高齢者福祉」としての機能・役割を担っている現実がある。アンケートでは、鮮度や大きさ・重量・荷姿・包装・持込時間を指定しているという結果が出ているが、聞き取りによると、厳格な運用をしているわけではなく、「申し合わせ」のように相互の信頼に基づいて出荷・販売を行っているところが大半である。直売所のなかには、車でモノを運んでくるできない高齢者に対しては、逆に集荷しにくいところもある。直売所の利用者が高齢者やアマチュアだとい

て「運営」するのが問われる。行政サイドからすると、直営で運営管理するよりもコストを削減できるというメリットもあるのだろうが、それではうまくいかないということが、ヒアリングのなかで明らかとなった。経済事業を行う施設でもあるから、老朽化して不具合が出ているものや、事業に必要なものに対しては投資が必要なのだが、その回収に対する保証がない。こうした状況下では、施設の所有者に投資をお願いするほかないのだが、行政の反応は芳しくないようだ。

配置するなどの体制を考える必要があるだろう。少なくとも社会保障に直結するような行政サービスの縮小・廃止は慎重であるべきだ。

**第四に、農協に存在感がない。**ヒアリングのなかで、自らの組織を商業組織として強く意識しているように思われるのはJA系の直売所である。組合員のための事業であり、経営資源を非組合員にまで使わせるのかという問題も絡んでくるので難しい問題であるが、「組合員」ではなく、「地域」という括りでの事業があってもよいのではないか。農業は土地を基盤にした産業で、その土地で暮らす人たちが全員がステークホルダーになる。その意味では、社会的責任や環境という視点を取り入れた新規事業の取り組み、既存事業の再構築が求められる。

うことを意識した動きが重要である。ただ、そうであっても、「栽培（技術）指導」ができるような機能を持たせたい。自分自身で値決めをして、自分の労働（非技術）の成果を実感できるのが直売所の魅力といつても、売れ行きが芳しくないの情報は交換もできるような機能も持たせたい。野菜については、農協が営農指導に手が回らない現実があるようなので、そこを補完する機能が欲しい。規模の大きな直売所ほど出荷者との距離が出てくるような感じが見受けられる（登録出荷者と常時出荷者の乖

グループづくりがうまい」「夫が協力的なところは品物がい」という話が出た。訪問した直売所の店舗スタッフもほとんどが女性であり、出荷者も女性が多いという。このことをどう考えるか？ ヒアリング対象のなかに、ひとつだけ女性が代表者の直売所があった。その運営の仕方、モノの売り方、マーケットに対する感度も含めて、運営者の見識には驚くものがある。女性の活躍も「地域再生」のカギになると思われる。



農産物直売所

**第三に、直売所に直接関係することではないが、「行政は現場のことを知らない」という指摘があった。**行政からは反発する声があるかもしれないが、現実問題として、このような声が出ていることの意味は重い。富山市の場合、行政エリアが広過ぎて、やむなくというところだろうが、専従の地区担当者を

以上である。なお、本調査では、一部ではあるが「地域衰退」の現実、富山県農業の置かれた厳しい「現実」を突きつけられた。ところによっては、2〜3時間の長時間にわたってお話を聞かせていただいたところもあり、調査に協力していただいた各直売所の代表・スタッフの皆様にはこの場を借りて厚く御礼申し上げたい。